

年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会
令和8年3月 12 日答申分

○答申の概要

- | | |
|------------------------|----|
| (1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの | 5件 |
| 厚生年金保険関係 | 5件 |

厚生局受付番号 : 東北(受)第2500030号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2500045号

第1 結論

請求者のA事業所における請求期間①の標準賞与額を31万6,000円に訂正することが必要である。

請求期間①の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る請求期間①の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 平成6年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 令和2年7月30日
② 令和2年12月25日

私は、請求期間①及び②にA事業所から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、請求期間①及び②に係る年金記録がないので、請求期間①及び②の賞与を記録してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、B信用金庫から提出された請求者に係る令和2年1月から同年12月までの預金取引明細表1(以下「預金取引明細表」という。)、A事業所における複数の同僚の賞与明細書令和2年7月分及び預金通帳により、請求者は、請求期間①において事業主から31万6,000円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かに

については、事業主からは、請求期間①に係る請求者の届出や厚生年金保険料の納付について回答を得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

請求期間②について、預金取引明細表、A事業所における複数の同僚から提出された慰労金令和2年12月分(以下「慰労金明細書」という。)及び預金通帳により、請求者は、請求期間②において事業主から賞与の支払を受けたものと認められる。

しかしながら、A事業所に対して文書照会を行ったが回答を得られない上、請求者は、請求期間②の賞与明細書を所持していないことから、請求者の請求期間②に係る賞与額及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、慰労金明細書によると、支給額は確認できるが、控除欄はすべて空欄となっている上、上記同僚の預金通帳により確認できる令和2年12月25日の振込額は、慰労金明細書により確認できる支給額と同額であり、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていなかったことが確認できることから、請求者についても複数の同僚と同様に、請求期間②の賞与から厚生年金保険料は控除されていないことがうかがえる。

さらに、請求者が請求期間②に住所を定めていたC市から提出された「賦課資料(所得照会書)についての回答書」及び「③給与支払報告書(個人別明細書)」によると、令和2年の社会保険料控除額等の金額は確認できるが、請求者は、同年における各月の給与明細書を所持していないことから、請求期間②の厚生年金保険料控除額を推認することができない。

このほか、請求者の請求期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第2500036号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2500046号

第1 結論

請求者のA事業所における請求期間①の標準賞与額を25万2,000円に訂正することが必要である。

請求期間①の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る請求期間①の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和46年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 令和2年7月30日
② 令和2年12月25日

私は、請求期間①及び②にA事業所から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、請求期間①及び②に係る年金記録がないので、請求期間①及び②の賞与を記録してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者から提出されたB信用金庫の預金通帳、A事業所における複数の同僚の賞与明細書令和2年7月分及び預金通帳により、請求者は、請求期間①において事業主から25万2,000円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求期間①に係る請求者の届出や厚生年金保険料の納付

について回答を得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

請求期間②について、請求者から提出された預金通帳、A事業所における複数の同僚から提出された慰労金令和2年12月分（以下「慰労金明細書」という。）及び預金通帳により、請求者は、請求期間②において事業主から賞与の支払を受けたものと認められる。

しかしながら、A事業所に対して文書照会を行ったが回答を得られない上、請求者は、請求期間②の賞与明細書を所持していないことから、請求者の請求期間②に係る賞与額及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、慰労金明細書によると、支給額は確認できるが、控除欄はすべて空欄となっている上、上記同僚の預金通帳により確認できる令和2年12月25日の振込額は、慰労金明細書により確認できる支給額と同額であり、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていなかったことが確認できることから、請求者についても複数の同僚と同様に、請求期間②の賞与から厚生年金保険料は控除されていないことがうかがえる。

さらに、請求者が請求期間②に住所を定めていたC町から提出された「③給与支払報告書（個人別明細書）」によると、令和2年の社会保険料控除額等の金額は確認できるが、請求者は、同年における各月の給与明細書を所持していないことから、請求期間②の厚生年金保険料控除額を推認することができない。

このほか、請求者の請求期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第2500271号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2500047号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA事業所(現在は、B事業所)における標準賞与額を30万8,000円に訂正することが必要である。

請求期間①の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る請求期間①の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和42年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 令和2年7月29日
② 令和2年12月25日

私は、請求期間①にA事業所、請求期間②にB事業所から賞与を支払われたが当該賞与に係る年金記録がない。

請求期間②に係る賞与明細書は見付からなかったが、令和2年度夏季賞与明細書及び令和2年7月分研究手当明細書並びに請求期間①及び②の賞与が振り込まれた預金通帳を提出するので、請求期間に係る賞与を記録してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者から提出された令和2年度夏季賞与明細書及び預金通帳により、請求者は、事業主から30万8,000円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、請求者と連絡が取れず、調査及び資料提供の依頼先の範囲等について確

認することができないことから、事業主に対し、請求期間の請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出や厚生年金保険料の納付について照会をすることができないものの、事業主は、請求期間①について、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届総括表を年金事務所に対して不支給として提出（令和2年10月27日日本年金機構C事務センター受付）していることから、年金事務所は、請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間①に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間②について、請求者から提出された預金通帳、複数の同僚の令和2年12月分慰労金明細書及び預金通帳又は預金取引明細表により、請求者は、事業主から賞与の支払を受けていたものと認められる。

しかしながら、前述のとおり、B事業所に対して照会することができない上、請求者は、請求期間②の賞与明細書を所持していないことから、請求者の請求期間②に係る賞与支給額及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、複数の同僚の令和2年12月分慰労金明細書によると、いずれも支給額は確認できるが、控除欄はすべて空欄となっている上、当該同僚の預金通帳又は預金取引明細表により確認できる振込額は、いずれも当該慰労金明細書により確認できる支給額と同額であり、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていなかったことが確認できることから、請求者についても請求期間②の賞与から厚生年金保険料は控除されていなかったことがうかがえる。

このほか、請求者の請求期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第2500324号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2500048号

第1 結論

請求者のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日について、昭和62年7月1日を同年8月1日に訂正し、同年7月の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

昭和62年7月1日から同年8月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る昭和62年7月1日から同年8月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和40年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和62年7月1日から同年8月1日まで

私は、A社(当時)B支店に昭和59年4月2日から昭和62年7月31日まで勤務したが、国の記録では、同社の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は同年7月1日と記録されている。雇用保険受給資格者証の離職年月日は同年7月31日と記載されているので、同年8月1日を厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日として記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社の承継事業所であるC社から提出された請求者のA社従業員台帳及び回答並びに雇用保険被保険者の記録によると、請求者は、請求期間においてA社B支店に継続して勤務し、請求期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者のA社B支店における健康保険厚生年金保険被保険者原票により確認できる昭和62年6月の記録から16万円と

することが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、C社は、請求者の退職年月日は昭和62年7月31日であることから、請求者に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を同年8月1日として健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届を提出したと思われるが、資料は保管期限経過のため提出できないとしており、厚生年金保険料については納付したか否かは不明と回答しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの健康保険厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第2500326号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2500049号

第1 結論

請求者のA事業所(現在は、B事業所)における請求期間の標準賞与額を28万3,000円に訂正することが必要である。

請求期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る請求期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和61年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 令和2年7月29日

私は、請求期間にA事業所から賞与を支払われたが当該賞与に係る年金記録がない。

令和2年度夏季賞与明細書及び令和2年7月分研究手当明細書並びに請求期間の賞与が振り込まれた預金通帳を提出するので、請求期間に係る賞与を記録してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された令和2年度夏季賞与明細書及び預金通帳により、請求者は、事業主から28万3,000円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求期間に係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出や厚生年金保険料の納付について回答を得られないが、事業主は、請求期間について、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届総括表を年金事務所に対して不支給として提出(令和2年10月27日日本年金機構C事務センター受付)していることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料につい

て納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。